

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年3月12日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年3月12日（木）午後1時15分～ 本庁舎3階会議室303

2 出席者

建築宅地課 宇佐美課長、戸村主査

3 件名

白井市大規模盛土造成地マップの公表について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・今回のマップの公表、今後の詳細調査の法的根拠は何か。
→災害対策基本法に基づく防災基本計画内の記述によるものである。
- ・今後の詳細調査の方針は。
→令和3年度以降に詳細調査（2次スクリーニング）の計画の策定を行いたい。その結果、詳細調査の実施を行う場合は、現地調査等も必要となるため、地権者等との調整が必要になる。
- ・詳細調査にあたり国等の補助はあるのか。
→詳細調査は、宅地耐震化推進事業に合致する方法で行うこととなり、現在のところ国の交付金の対象となる。
- ・現在進められている地域防災計画の改定や来年度に策定予定の国土強靱化計画等へ反映させることが必要ではないか。
→地域防災計画の所掌する危機管理課とは既に情報を共有しており、今後も関係課と連携して関係する計画等への反映を進める。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 都市建設部建築宅地課

件名	白井市大規模盛土造成地マップの公表について					
内容	<p>1 大規模盛土造成地マップとは 平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等では、大規模に谷や沢を埋めた造成地での滑動崩落により住宅等への被害が発生した。国においては、今後も大規模盛土造成地において地震による滑動崩落の発生が懸念されたことから、大規模盛土造成地の調査(第1次スクリーニング)を行ない、この度、大規模盛土造成地マップを作成した。 このマップは、今後の詳細調査(第2次スクリーニング)の基礎資料とすると共に、市民への防災意識の啓発に役立てることとしている。 なお、このマップは、市内の大規模盛土造成地のおおよその位置と規模を示したもので、必ずしも危険という事ではない。</p> <p>2 公表の目的 市民に大規模な盛土造成地の存在を周知し、地域防災に対する意識を高め、災害の防止や、被害の軽減に役立てるため。</p> <p>3 調査結果による市内の大規模盛土造成地の状況 谷埋め型 18か所 腹付け型 なし</p> <p>4 公表物(別添) 大規模盛土造成地マップ(白井市1・白井市2・説明資料)</p> <p>5 今後の予定(市が行うこと) (1)大規模盛土造成地の造成年代調査 (2)大規模盛土造成地の安全性調査(第2次スクリーニング) ※2次スクリーニングの結果により必要に応じて ・宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定(県知事) ・対策工事(土地所有者・市)</p>					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>R2.3.2 部内会議 ・危機管理課が見直しを進めている地域防災計画との関係を協議すること。 ・安全性調査の業務について、後期実施計画への事業の位置づけが必要ではないか。</p>					
スケジュール	<p>R2.3.16 議員全員協議会に報告 R2.3.中旬 建築宅地課窓口、HP上で公表 R2.4.以降 広報にて市窓口、HP上で公表していることを周知</p>					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	議員全員協議会	広報・HP等	有	HP・広報
	市民参加	無				
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (3月下旬(HP公表)まで)					
参考情報	関係法令等 宅地耐震化推進事業(国) 防災基本計画(災害対策基本法)					
	関係課	危機管理課				
	事業費	未定 千円 (うち特定財源 千円)				

大規模盛土造成地マップ

白井市

● はじめに

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震等では、擁壁の崩壊や液状化被害の他、大規模に谷や沢を埋めた造成地で滑動崩落が発生し、住宅や公共施設に被害が発生しました。

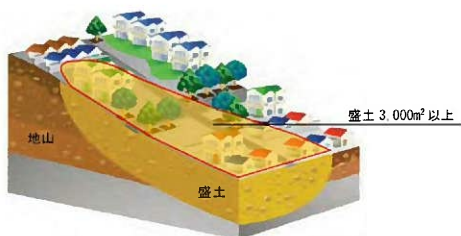
今後、大規模盛土造成地において地震による滑動崩落の発生が懸念されることから、大規模盛土造成地の位置、規模及び種類を調査しました。

● 大規模盛土造成地の解説

国では、下記のいずれかに該当するものを「大規模盛土造成地」と定めています。

【谷埋め型大規模盛土造成地】

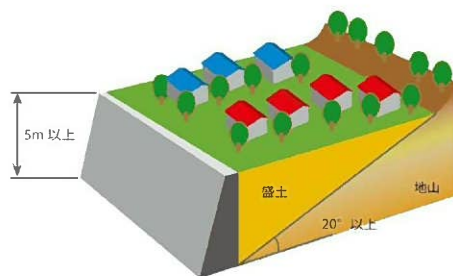
谷や沢を埋め立てた造成宅地で、盛土の面積が 3,000 平方メートル以上のもの



出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説

【腹付け型大規模盛土造成地】

傾斜地に盛土した造成宅地で、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上かつ盛土の高さが 5 メートル以上のもの



● 滑動崩落の解説

地震発生時に、盛土全体又は大部分が、主として盛土底面部を滑り面にして、斜面下部方向へ移動する現象です。

【谷埋め型大規模盛土造成地：滑動崩落後】



出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説

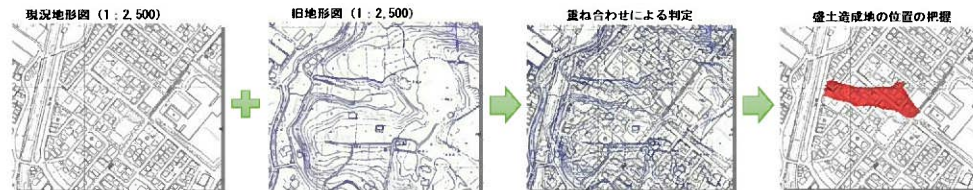
【腹付け型大規模盛土造成地：滑動崩落後】



● 大規模盛土造成地マップの解説

大規模盛土造成地マップは、住民の皆様が大規模な盛土造成地の存在を知っていただくことにより、地域防災に対する意識を高め、災害の防止や、被害の軽減に役立てるために作成したものです。

旧地形図と現在の地形図を重ね合わせて、大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を抽出し、示しています。



出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説

● 大規模盛土造成地に関する Q & A

Q1. このマップに示されている「大規模盛土造成地」は危険ということですか？

A1. 大規模盛土造成地マップは、概ねの位置及び種類を示したものであり、マップに示されている位置が必ずしも危険というわけではありません。

Q2. 大規模盛土造成地と示されている地区において、土地の開発や建築の際に何か特別な手続きは必要ですか？

A2. 大規模盛土造成地が入っていても、特別な手続きは必要ありません。

Q3. 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか？

A3. マップの公表は、住民の皆様が大規模盛土造成地の存在に関心を持っていただくとともに、大規模な地震に備えて地域防災に対する意識を高めて、災害の防止や被害の軽減に役立てていただくことを目的としています。

● 宅地の耐震化に関する情報

宅地の耐震化や宅地災害に関する情報は、以下のホームページなどからも見ることができます

【宅地耐震化推進事業に関するリンク集】

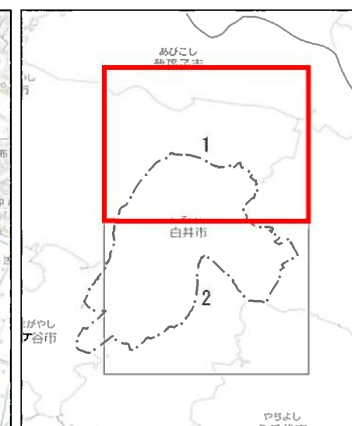
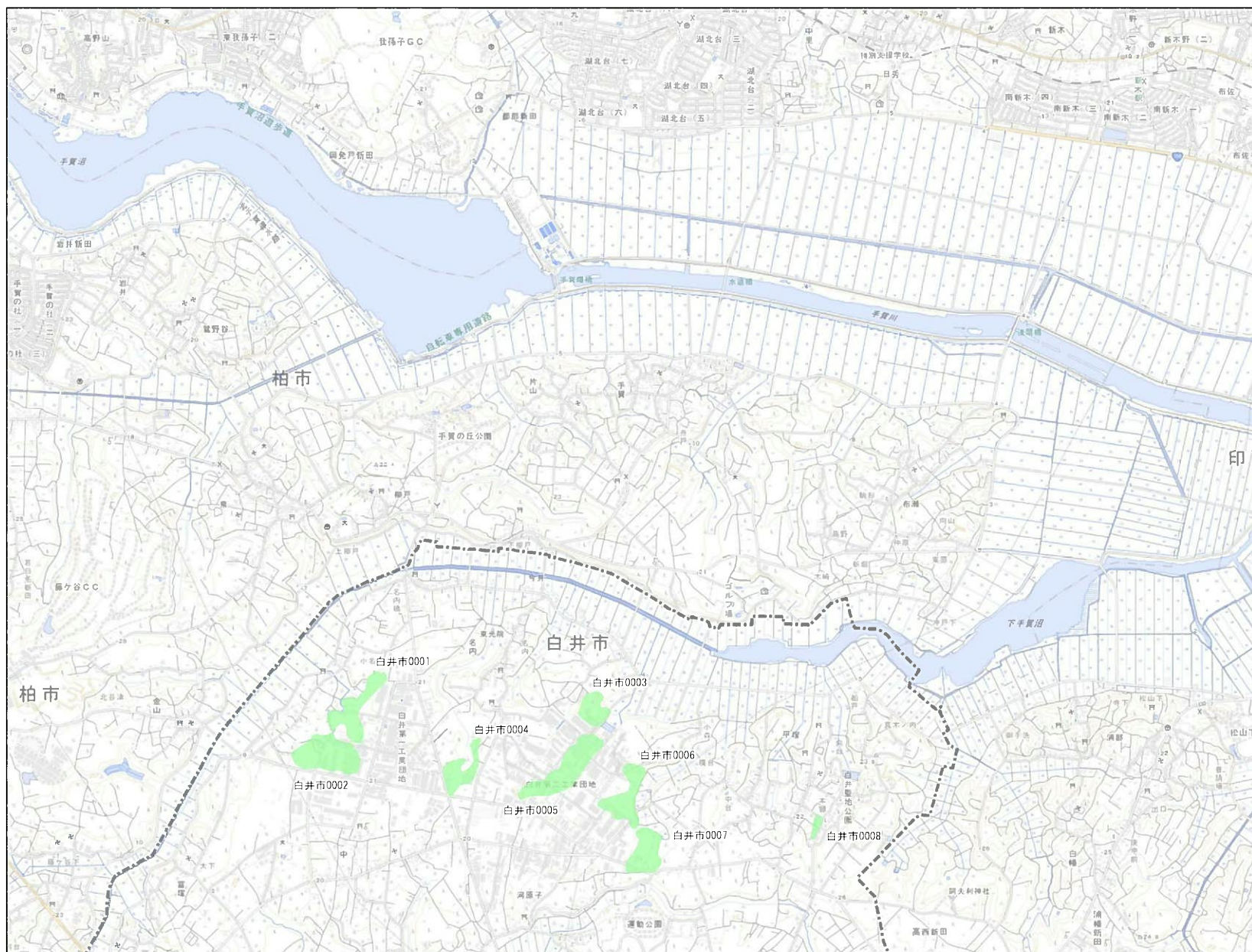
- 国土交通省 宅地耐震化推進事業 <http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigyoy/jigyoy.htm>
- 国土交通省 宅地耐震化の取組に関するパンフレット <http://www.mlit.go.jp/crd/web/topic/topic.htm>
- 国土交通省 わが家の宅地安全マニュアル <http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

【お問い合わせ窓口】

千葉県 白井市 都市建設部 建築宅地課
TEL：047-492-1111 FAX：047-491-3510
メールアドレス：kenchikutakuchi@city.shiroi.chiba.jp

大規模盛土造成地マップ 白井市 1

(2019年度作成)



- ・このマップは大規模盛土造成地のおおよその位置と規模を示したもので、盛土の危険度を表すものではありません。
- ・このマップに掲載されていない区域には、大規模盛土造成地は存在しません。

凡例

- : 谷埋め型大規模盛土造成地
- : 腹付け型大規模盛土造成地

◇大規模盛土造成地

・谷埋め型
谷を埋め立てた宅地で、盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地



・腹付け型
傾斜地盤上に盛土した宅地で、盛土する前の地盤面の角度が20°以上かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地



— — — : 行政界



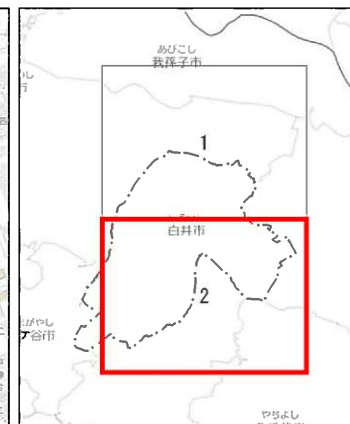
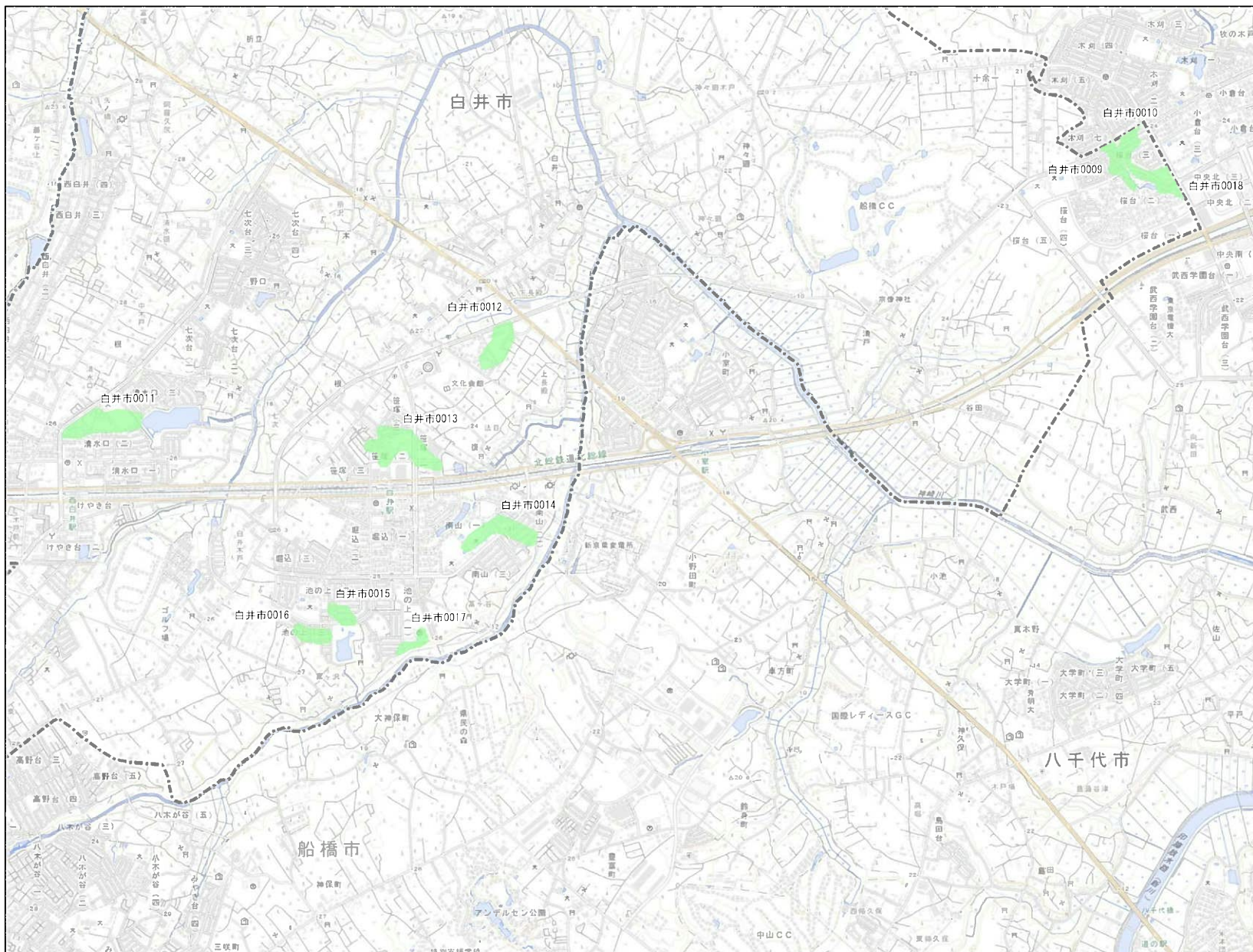
1:25,000



このマップの背景図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。
(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF1105 / 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない)



大規模盛土造成地マップ 白井市 2

(2019年度作成)



- ・このマップは大規模盛土造成地のおおよその位置と規模を示したもので、盛土の危険度を表すものではありません。
- ・このマップに掲載されていない区域には、大規模盛土造成地は存在しません。

凡例

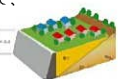
-  : 谷埋め型大規模盛土造成地
-  : 腹付け型大規模盛土造成地

◇大規模盛土造成地

・谷埋め型
谷を埋め立てた宅地で、盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地



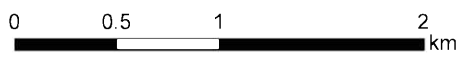
・腹付け型
傾斜地盤上に盛土した宅地で、盛土する前の地盤面の角度が20°以上かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地



— — — : 行政界



1:25,000



このマップの背景図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。
(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHF1105 / 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない)